

向日市公立保育所給食調理業務委託業者選定基準

1 目的

本選定基準は、保育所給食の意義を理解し、安心・安全でより質の高い給食を安定して提供できる業者を向日市の公立保育所給食調理業務委託業者として選定することを目的とする。

2 業者の選定方法

向日市公立保育所給食調理業務委託業者評価委員会において、業者ごとに基本的事項(満点25点)及び事業提案(満点75点)の評価を各評価委員が行う。

各委員が評価した事業提案の各評価項目の合計評点がすべて配点の1/2以上を得点し、かつ、総合計点数が最高得点を獲得した業者を委託業者として選定するものとする。

3 評価基準

業者からの事業提案に対し、評価委員は次の基準をもとに、評価項目ごとに0点から配点の範囲内の整数で採点するものとする。

評価基準	採点の目安
提案内容(業務実績)が非常に優れている	配点×1.0
提案内容(業務実績)が優れている	配点×0.8
提案内容(業務実績)が標準的である	配点×0.6
提案内容(業務実績)がやや劣っている	配点×0.4
提案内容(業務実績)が劣っている	配点×0.2

審査項目・配点

I 基本的事項

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 保育所・認定こども園での経験・実績(加点方式) | 15点 |
| ① 5年以上 | +2点 |
| ② 10年以上 | +1点 |
| ③ 定員100人以上199人以下の園 | +1点 |
| ④ 定員100人以上199人以下の園(複数) | +1点 |
| ⑤ 定員200人以上の園 | +3点 |
| ⑥ 定員200人以上の園(複数) | +3点 |
| ⑦ 京都府下の園 | +2点 |
| ⑧ 京都府下の園(複数) | +2点 |
| (2) 過去の営業上の行政処分や事故歴(近畿圏内) | 10点 |
| ① 行政処分や事故歴なし | 10点 |
| ② 5年以内に行政処分や事故歴なし | 5点 |
| ③ 3年以内に行政処分や事故歴なし | 2点 |

II 事業提案

- (1) 調理従事者の配置体制について 15点
- ① 資格や経験年数は確保されているか
 - ② 配置人数と正社員・臨時職員の割合は適正か
 - ③ 調理従事者の休暇等における代替え要員は確保されているか
 - ④ 調理従事者への研修内容や実施回数等は適正か
 - ⑤ 人員の確保等において、独自の工夫や特色があるか
- (2) 衛生管理体制について 15点
- ① 労働安全衛生は確保されているか
 - ② 会社の衛生管理指導体制は充実しているか
 - ③ 安心安全な給食を確保するための独自の工夫や特色があるか
- (3) 経営状況等について 15点
- ① 法人の規模やその事業展開など、持続性・継続性に問題はないか
 - ② 収支状況など、安定的な経営を行っているか
 - ③ 安定的な経営や将来性を確保するための独自の工夫や特色があるか
- (4) 業務の協力体制について（食育含む） 10点
- ① 事業者・保育所・市との報告等の連絡体制が整っているか
 - ② 保育所や市との協議について、迅速・柔軟な対応が可能か
 - ③ 業務の連携や協力等について、独自の工夫や特色があるか
 - ④ 事業所と保育所の地理的距離に問題はないか
- (5) 緊急時等の対策について 10点
- ① 食中毒の発生時等の損害賠償保険について、賠償額は適正か
 - ② 集団事故の賠償に対応しているか
 - ③ 災害等緊急事態発生時でも調理業務の履行は可能か
 - ④ 災害時等における炊き出し等の協力や対応は可能か
- (6) 見積額について 10点
- ① 積算に企業努力が認められるか
 - ② 極端に安価な見積りでないか